

2020年12月27日

広域情報

新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置 (新型コロナウイルス関連)

●12月26日、日本政府は新たな水際対策措置を採択決定しました。

(https://corona.go.jp/news/pdf/mizugiwataisaku_20201226.pdf)

●本件措置の主な点をお知らせ致しますので、日本への帰国等の際には、御留意いただくとともに、最新の情報を御確認ください。

12月26日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。

本件措置の主な点は以下のとおりです。

1 全ての国・地域からの日本への新規入国の一時停止

本年10月1日より国際的な人の往来を条件付で認めていましたが、今般の世界的な新型コロナウイルスの感染状況悪化を受け、日本政府は以下の一時的な制限措置を導入することとしました。

(1) 本年12月28日午前0時(日本時間)から令和3年1月末までの間、全ての国・地域からの外国国籍者の日本への新規入国を拒否することとなります。

(2) 既に発給済みの査証を所持する者については、2021年1月3日23時59分までの入国であれば原則として認められますが、それ以降の新規入国は認められません。

2 全ての国・地域への短期出張からの帰国・再入国時における特例措置の一時停止(日本人を含む)

本年11月1日より日本在住の日本人及び在留資格保持者を対象に、全ての国・地域への短期出張からの日本への帰国・再入国時に、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件に、14日間待機の緩和を認めていたところですが、本年12月28日から令和3年1月末までの間、全ての国・地域からの日本への帰国者・再入国者については、14日間の待機が必要となります。

3 検疫の強化(日本人を含む)

(1) 12月26日現在、国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域に出張等で滞在している者が日本へ帰国する場合は、入国時に出国前72時間以内の新型コロナウイルスの陰性証明の提示が求められます。なお、この場合も、現在実施されている空港到着時の抗原検査を受検することになります。

(2) 陰性証明を提出できない者に対しては、検疫所長の指定する場所での14日間の待機が必要となります。

(3) 「国内で変異ウイルスの感染者が確認されたと政府当局が発表している国・地域」とは、12月26日現在、「フランス、イタリア、アイルランド、アイスランド、オランダ、デンマーク、ベルギー、オーストラリア、イスラエル」の10カ国となります。

(4) 英国及び南アフリカからの入国者については、上記措置に加えて、入国時に位置情報の保存(接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録)について誓約を求めています。

(5) 上記の国・地域が拡大された場合は、外務省及び厚生労働省において確認の都度、指定し公表しま

す。

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>) を御確認ください。

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。
(https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html)

(問い合わせ窓口)

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口(検疫の強化)

日本国内から:0120-565-653

海外から:+81-3-3595-2176(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

○出入国在留管理庁(入国拒否、日本への再入国)

電話:(代表)03-3580-4111(内線 4446、4447)

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話:0570-011000(ナビダイヤル:案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。)一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

○在ウズベキスタン日本国大使館

住所:Tashkent city, Yashnabad dist., Sadyk Azimov str., 1-28

電話:(代表)+998-78-120-8060, (夜間・休日用緊急携帯)+998-91-162-5009

ホームページ:https://www.uz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※新型コロナウイルス関係特設ページ:

https://www.uz.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00014.html

○日本国外務省領事サービスセンター

電話:(代表)+81-3-3580-3311, (内線)2902, 2903